

実務経験期間算定の具体例

【実務経験期間5年以上を満たすケース】

○国家資格等取得後の実務経験が5年の場合

介護福祉士登録日	5年	○
● 通所介護(デイサービス)で介護業務【A20】	→試験	

○相談援助業務の実務経験が5年の場合

特定施設入居者生活介護	5年	○
生活相談員【B01】	→試験	

○複数の受験資格対象業務を合算した実務経験が5年の場合

介護福祉士登録日	5年	○ ※
● 介護老人福祉施設(特養)で 介護業務(2年)【A20】	介護老人福祉施設(特養)で 生活相談員(3年)【B04】 →試験	

※受験資格対象業務同士であれば実務経験の合算が可能

【実務経験期間5年以上を満たさないケース】 ※受験資格要件を満たさない

○国家資格等を所有しているが、当該資格に基づく本来業務でない場合

薬剤師免許取得日	5年	× ※
● 製薬会社の研究部門業務		

※直接的な対人援助業務でない。研究業務は対象外

○国家資格等を所有しているが、実務経験が5年未満の場合

介護老人福祉施設(特養)	介護福祉士登録日	試験	× ※
介護業務(3年)	● 介護福祉士業務(2年)	→ (あと3年で受験資格発生)	
← (対象外) →	← (対象) →		

※介護福祉士取得前の期間は対象外

○国家資格等を所有しない場合

訪問介護事業所	5年	× ※
訪問介護員(ヘルパー2級)		